

2024年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

2024年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指 摘 法人数	延べ指摘 事項数 (③)	文書指摘 率 (②／①)	1法人当 たり指摘事項 数(③／①)
41	13	6	13	99	46.2%	7.6件

※2025年3月31日時点

(2) 文書指摘事項

2024年度の実地指導における主な文書指摘事項について、具体的事例と改善の際の注意点を紹介します。

具体的事例
◇ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいるため、是正すること。 評議員会は、法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担っている。評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に参加できない者を評議員として選任することは適当ではない。 しかしながら、評議員が評議員会を続けて欠席しており、評議員としての義務を果たしていない事例が見受けられた。 (法第38条、民法第643条及び第644条、審査基準第3-1-(3)、ガイドラインI-3-(1)-2) <改善の際の注意点> 評議員会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては、2025年度改選時に当該評議員の交代を検討してください。善管注意義務に則り、評議員の出席を促してください。

◇ 理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事があるので、是正すること。

社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従うとされている。よって、監事は、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないが、前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席していた。

（法第38条、民法第643条及び第644条、審査基準第3-1-（3）、ガイドラインI-5-（3）-1）

<改善の際の注意点>

監事が出席できるよう理事会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては2025年度改選時に監事交代を検討してください。善管注意義務に則り、監事の出席を促してください。

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」